

福岡県東峰村における文化的景観と観光（第2報）

横山秀司, 山下三平, 日高圭一郎, 内田泰三, 栗田融

Cultural Landscape and Tourism in Toho-Village, Fukuoka-Prefecture (the Second Report)

Hideji Yokoyama, Sampei Yamashita, Keiichiro Hitaka, Taizo Uchida, Toru Kurita

産業経営研究所報 第45号

2013年3月

JOURNAL OF INDUSTRY AND MANAGEMENT
OF INDUSTRIAL MANAGEMENT INSTITUTE
NUMBER 45 MARCH 2013

九州産業大学産業経営研究所
INDUSTRIAL MANAGEMENT INSTITUTE, KYUSHU SANGYO UNIVERSITY

福岡県東峰村における文化的景観と観光（第2報）

横山秀司，山下三平，日高圭一郎，内田泰三，栗田融

1. はじめに

福岡県東峰村は、2005年に小石原村と宝珠山村が合併した村である。村域の86%が山林原野であり、多くは中山間地域となっている。旧小石原村には、小石原焼の窯元が建ち並ぶ皿山地区があり、旧宝珠山村の竹地区には日本の棚田百選に選定された棚田など文化的景観を形成する素材がある。これらの2地区の文化的景観の特徴や地元民のまちづくり活動などに関して、2年間にわたって調査をしてきた。

第1報（横山他 2011）では、2地区の文化的景観の自然的背景と人文的背景などを中心に報告をした。

この第2報では、2地区の文化的景観の構成要素を分析・評価し、観光資源としての価値、及びそれを活かした観光地としてのあり方を考察する。

2. 文化的景観の認識と法制度

2-1 文化的景観とは

われわれの眼前に見る景色が景観であり、自然景観と文化景観の2つに区分することができる（辻村 1954）。自然景観は、地形、地質および植生が具体的な景観像に現れる要素となり、それに水や大気が作用して形成された景観像である。文化景観は、自然景観を土台として、そこに人間の関与によって形成された集落景観や耕作景観、都市景観などの景観像である。しかしながら、今日われわれが

目にする景観は、全く人間の関与を受けていない景観は少なく、かつての「武蔵野の自然」のように、自然と人間との関わりによって形成された景観も多い。

近年、ユネスコの世界遺産においては、従来の文化遺産と自然遺産との狭間を埋める新たな概念としての文化的景観が注目されるようになった。これは人間が自然に対して働きかけ、自然との間に築き上げてきた物理的、精神的な関係を多様に現す景観である。1995年には文化的景観として初めて「フィリピン・コルディレラの棚田」が世界遺産に登録された。これに続いて、ボルドーワインの生産地である「アルト・ドウロ地域」（フランス）、「トカイワイン地域の文化的景観」（ハンガリー）などが文化的景観として登録されている（文化庁文化財部記念物課 2005）。

わが国においては、棚田や里山が日本の原風景として注目されている。棚田は、かつては東北地方から九州まで発達しており、能登半島の白米の「千枚田」や姨捨の「田毎の月」のように美しい景観として観光地となっていたところもあったが、農作業の厳しさから放棄されていく傾向にある。しかし近年、棚田の景観・環境・生態的価値が再認識され、各地でその保全・再生運動がおり、ムラおこしの資源として活用していこうとする活動が活発になった。1995年には高知県檜原町において、美しい棚田景観をもつ市町村関係者が集まって「棚田サミット」を開催した。このサミットは、毎年継続して開催されている（中島 1997）。また農林水産省は、1999年7月に「日本の棚田百選」を発表するなど、棚

田保全の活動をバックアップしている。一方の人里草原と雑木林からなる里山は、1960年代の高度経済成長期以降、都市化の進行や過疎農村での放棄などによって失われ、また変質してきた。1990年代に入ると、里山の生態などを研究してきた石井・植田・重松らが1993年に『里山の自然を守る』を刊行した頃から、全国的な里山保全の活動が広まった。2000年に入ってからは、環境省は里地里山として、里山の保全・再生事業を支援している(環境省 2010)。

このような流れの中で、文化庁は2000年に「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する検討委員会」を設置し、その研究成果として2005年に『日本の文化的景観－農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する調査研究報告書』(文化庁文化財部記念物課監修)を刊行した。そして2004年には、文化財保護法が改正され、文化財の種別に「文化的景観」が加えられた(2005年4月1日施行)。

さらに、国土交通省においては、わが国のこれまでの都市や農村の開発において景観をおろそかにしてきたという反省にたって、美しい自然と調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐと言う理念の下に、「美しい国づくり政策大綱」を2003年に発表した。これを受けて2004年6月に「景観緑三法」が公布された。この中の「景観法」は「文化財保護法」の「重要文化的景観」の選定と不可分の関係にある。以下、この関係について述べる。

2-2 重要文化的景観

「文化財保護法」にはこれまで有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群の5つの種別があったが、2004年の法改正により「文化的景観」が加えられた。「文化財保護法第二条第一項第五号」には、文化的景観とは「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のた

めの欠くことのできないもの」と記されている(註1)。その選定基準として、

- (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
- (二) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
- (三) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
- (四) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
- (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景勝地
- (六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景勝地
- (七) 道・広場などの流通・往来に関する景勝地
- (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景勝地

とされている。また、文部科学大臣は文化的景観の中でも特に重要なものは、都道府県又は市町村の申出に基づき「重要文化的景観」として選定する。この選定にあたっては、「当該都道府県又は市町村が定める景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なもの」(文化財保護法第百三十四条)とされている。すなわち、「重要文化的景観」を申請するには、事前に市町村などは景観法に基づく「景観計画区域」又は「景観地区」の指定を行い、景観の保全を担保することが条件となるのである。

「景観法」が制定されるまで、景観の規制などは都道府県または市町村が定める「景観条例」に頼っていたが、罰則規定などのない弱いものであった。2004年になってようやく国が主体となった「景観法」を策定し、景観政策を講じるようになった(国土交通省, 2004)。「景観法」は、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進する

ため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で地域社会の実現を図ることを目的としている。その基本理念として第二条第二項には「良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない」と述べられている。これはまさに文化的景観を指すものである。また、「良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものである〜」（同条第四項）とし、文化的景観は観光資源となりえるものであることもその理念の一つとしている。

こうして、2006年1月に「近江八幡の水郷」（滋賀県）が「重要文化的景観」の第1号として選定されて以来、2012年9月までに全国で34件が選定されている。福岡県では豊前市の「求菩提の農村景観」が県として初めて2012年9月に選定された。この他九州では、大分県日田市の「小鹿田焼の里」、豊後高田市の「田染荘小崎の農村景観」、熊本県天草市の「天草市崎津・今富の文化的景観」、山都町の「通潤用水と白糸台地の棚田景観」など、14件が選定されている。

3. 小石原・皿山地区の文化的景観と観光

3-1 陶芸の里・皿山の形成過程

小石原の皿山地区において陶器生産が開始された自然的背景と人文的背景に関しては、第1報で記載したが、その後の知見を加えて改めて簡単に述べておきたい。

自然的背景としては、まず皿山地区に粘土の原料となる陶石の存在があったことである。大行司火山岩類（安山岩）が断層による破碎と熱水作用によって変質（プロピライト・変朽安山岩）したことによって陶土に適

した岩石となったのである。また、陶石を砕くための唐臼を小河川（皿山川）に設置することができたことがあげられる。それは、河川争奪後の下刻作用による急傾斜な河道を利用することができたからである。さらに、窯の燃料となる薪は、周囲の山林の他、英彦山修験者が育てたという行者杉の一部を利用することができたことをあげることができる。

人文的背景としては、17世紀後半に筑前黒田藩の藩窯であった高取焼の陶工らが、この地の陶石を発見して移ってきた（小石原鼓）ことに始まる。また、1682年に伊万里から来た陶工が小石原の陶石で陶器を生産したのが小石原（中野）焼の始まりである。前者は茶陶を主とし、後者は瓶や徳利などの生活雑器を主に生産した。しかし、1711年～15年頃、燃料の薪を伐りつくし焼物ができなくなったため、陶工たちは早良郡に新たな窯業地（西皿山）をつくったこと、またその一部の陶工は豊後日田の小鹿田に移り、窯を開いたことが「小石原皿山記録」（天保8年、1837年）に記されているという（貞包1999）。その後、小石原焼は再興されて、英彦山修験者が宿坊で使用する酒徳利、播り鉢、貯蔵用の壺・甕類などを主に生産していた（長野1992）。

明治以降の小石原焼についてみると、1901年（明治34年）の統計では窯元数は10戸、共同登り窯2基、陶工数は10人であった（『小石原村誌』）。昭和に入り、小石原焼は柳宗悦らの民芸運動と接触することによって知名度を上げ、戦後の民陶ブームに乗って生産が拡大するとともに、ガス窯など新技術の導入などによって、窯業形態が変化し、窯元が増大した。それに伴い、小石原焼の窯元は皿山地区から国道221号線沿線などへと拡がり、1965年の13から1997年には52の窯元へと増大した（濱田1998）。

3-2 皿山地区における文化的景観の評価

300年以上の小石原焼の里としての歴史を

もつ皿山地区は、文化庁の「文化的景観」の基準として、「(六) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地」に該当する。一般に焼物の里では、陶器製造に関連するいくつかの景観要素がある。それらは、歴史的に見れば、陶器の原料となる陶石の採掘場所、陶石を粉砕する唐臼の存在と唐臼の動力とする水力を得ることのできる川・沢、粘土を生産する過程の水濾装置、粘土から陶器に仕上げる作業小屋、陶器を焼く登窯とその燃料とする薪の供給源としての森林、陶器販売店舗などが文化的景観の構成要素となる。以下、陶芸の里としての小石原・皿山の景観を構成する主な要素に関して見ていきたい(図1)。

小石原焼の陶土は、現在「小石原焼伝統産業会館」が立地している付近に広がるプロピライト(変朽安山岩)を窯元が陶石として採掘していたが、現在ではここでの採掘をやめている。付近の斜面には陶石の露頭があるので(写真1)、これを文化的景観として認めることができるが、解説板を設置して、かつての採掘場所であったことを明示する必要があるだろう。



写真1 伝統産業会館近くの陶石採取場所。

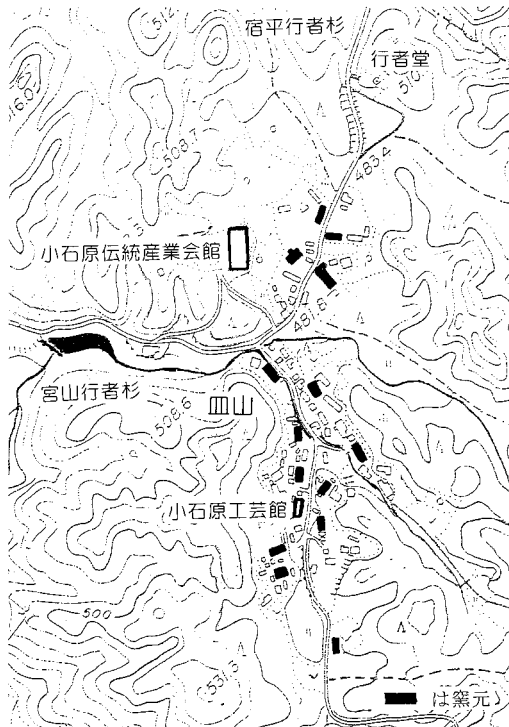


図1 小石原・皿倉地区の窯元

北部九州の有田、大川内山(鍋島焼)、小鹿田など代表的窯業の里では、唐臼と称する水力を利用した臼を利用して、陶石を粉砕していた。唐臼は中国大陸から伝わったと推定されるが、その伝播ルートは種々の説があるが、明らかではない(越智1987)。小石原では、河川争奪により下刻が進んで急流となった皿山川の水を利用して20基の唐臼が設けられていた(注2)。しかし、1960年以後、民陶ブームによって生産が拡大すると、効率の悪い唐臼による粉砕では粘土の供給が間に合わなくなったことにより窯元が自ら粉砕器を導入したことや、小石原焼陶器協同組合が陶土製成工場を設立して陶土を供給することになったことによって放棄されていった。これには唐臼が窯元から離れた傾斜地にあり、重い陶石を人力により運搬することの重労働などの回避もその背景にあったのではないかと推察される。現在では集落に最も近い場所にあった1基が残存するのみとなっている(写

真2)。これは、皿山の歴史的遺産・文化的景観として、さらには観光資源としての価値があるので、維持していくべきと考える。



写真2 皿山地区の唐臼

粉碎した陶土を粘土にするための、「おろ」や「ふね」と呼ばれる水濾装置が各窯元の前庭の空き地に存在していたという（二神 1959）が、今日の小石原・皿山には全く見られない。これは一部の窯元では作業場内に設置するようになったこと、組合の陶土製成工場から粘土の状態で供給されてくるので、この作業工程を経る必要がなくなったからであろう。小鹿田では、これらは文化的景観の構成要素として評価されている（山口他 2008）。

陶芸の里の文化的景観で最も重要なのは、登窯の存在である。この地区にはかつては12基の古窯が存在していた（小石原村教育委員会 1996）。その古窯の一つの一本杉2号古窯跡は、現在村民グラウンドに隣接したギャラリー小石原の裏に遺跡として保存されている。戦後は2つの共同窯で窯元が順番に焼いていたが、民陶ブームによって販売量が増大すると、共同窯では生産が間に合わなくなり、各窯元が自ら登り窯を設置するようになった。しかし、その後に電気窯・ガス窯が普及することによって、薪を燃料とした登窯で焼き上げる窯元は少なくなり、煉瓦の煙突から煙が立ち上るといった光景はほとんど見られなくなった。したがって、皿山地区における登窯の文化的景観としての価値は低くなっ

た。

文化的景観として価値がある茅葺き屋根をもつ窯元の家屋・展示場は4軒（写真3）ある。他の多くは日本瓦の和風建物となっている（写真4）。茅葺き屋根を維持していくには、経済的負担が大きいが、行政的支援によって維持していきたい。

小鹿田や大川内山などの陶芸の里では、集落を流れる川が景観にアクセントを加えているが、小石原・皿山では集落を取り囲む集水面積が小さいため、大きな川はない。皿山川は、唐臼のある付近より数十m上流では幅1m程の沢にすぎない。また数十m下流では東隣の谷川流れる沢水を合わせる。それより下流は、河川争奪後の下刻により、谷は深く刻まれているので、親水的機能はない。

集落の周囲の山腹斜面の多くはスギ・ヒノキ植林地であるが、火成岩山地の尾根部には



写真3 太田窯の店舗



写真4 梶原窯の店舗

クヌギ・コナラ林が広がっている。英彦山修験者の聖域である行者堂周辺には修験者が峰入りの際に杉の苗を植えたといわれている樹齢300~600年の宿平行者杉と称する植林地がある。また、集落より下流の皿山川の左岸にも宮山行者杉と呼ばれるスギ林がある。これらの行者杉は3ヶ所ある皿山地区の入口の2ヶ所を占めている。行者堂付近の道は、鬱蒼としたスギ林を通ることになる。皿山川に沿った道は、下刻によって狭い峡谷状となった沢沿いの狭い道と鬱蒼としたスギ林の間を通らなければならない。もう一つの入口は集落の南にあるが、ここは河川争奪による風谷であり、すぐに深い谷になっており、かつては自動車も通行できない細い山道であった。すなわち、かつての皿山はこれらの行者杉と河川争奪によって生じた谷地形を巧みに利用した秘窯であった。長野(1992)によれば「各地の窯業地、殊に藩窯の伝統を有する場合の共通現象として、陶業者は陶土を独占し、製陶の技法や製品を妄りに外部へ流出させないことであった。そのため外部から簡単に出入りし難い環境を必要とした。皿山は周囲の山が浅く、僅か1km余に小石原の町があり、もし行者杉に囲まれていなければ全く遮るものがない。しかし、行者杉の存在で、おそらく江戸時代は別世界的な環境にあったと想定される。しかも、行者杉の中に修験道の最も神聖視する秘儀の行場、深山宿がある。そのことだけで妄りに行者杉に俗人は踏込めず、禁伐の聖域とする効果は十分に発揮されたと考えられる」と記している。なお、禁伐ではあるが、皿山の陶工達は行者杉内の落小木(枯枝)などの採集は許されていた(長野1992)。明治以降、国有林として管理されている行者杉は、明治維新までは、現在の数倍ないしは十数倍の面積があったが、大正5年までに伐採されたと記録にある(長野1992)。現在、集落周辺の民有地のスギ林にはシャクナゲとツツジが植えられているが、自生していたシャクナゲに地元民が加えたも

のである。

以上の景観構成要素の評価から次のように地域区分ができる。窯元集落を中心に旧陶石採取場までを含めた地域を「文化的景観地域」とする。ここは「陶芸の里」としての中核地域をなすものであるため、現況の景観を維持するのみならず「陶芸の里」としてふさわしい景観形成を図っていくねばならない。「文化的景観地域」を取り囲む集水域は、窯元集落の背景として景観上重要であるので「周辺景観地域」とする。現在ではスギ植林地となっている所が多いが、一部に雑木林が見られる。森林の保全は景観維持だけではなく、水源涵養の機能をもっている。2ヶ所に残存している行者杉の林は「歴史的地域」とする。特に宿平行者杉には、行者堂、護摩壇、御香水池、国境の碑(筑前と豊前の境界石)など、歴史的遺産が多数残っている。宮山行者杉は放棄されているような状態であるため、皿山の入口としてのシンボルの杉林となるような景観形成を図りたい。

3-3 観光対象としての皿山地区

小石原焼協同組合は5月初旬の連休期間と10月の体育の日の前後の連休期間に「民陶むら祭」を開催しているが、春には約9万人、秋には約5万人の陶芸ファンが訪れている(2008年のデータ)。この期間には皿山地区にも訪問者が見られるが、期間を過ぎると皿山に足を運ぶものは少なくなる。これは、1960年代以降、国道221号線沿いに新規の窯元が店舗を開くようになったこと、また1999年に、旧小石原村役場に隣接した場所に道の駅「小石原」が設置され、その施設の中に組合に加盟している窯元の製品の展示・即売コーナーが設けられたことによって、皿山地区の存在が見えにくくなったことによるものであろう。また、道の駅から皿山までは約900m、徒歩では約15分の距離にある。しかも、皿山地区の入口にあたる皿山川小渓谷沿いの道は宮山行者杉の木立に囲まれており、かつての

聖域的存在が、初めての訪問者には不安要素になっているのではないだろうか。

こうした状況を打破して、少しでも多くの観光者を引き寄せようとして、皿山地区の窯元は独自のパンフレットを作成したり、皿山地区までの沿道に旗を立てるなどの行動を起こしている。また、行政の支援を受けて地区の中心部は石畳を設置したり、石づくりの案内碑を設けたりしている。近年では「ラリーグラス」という地域おこしグループを組織し、集落の中に眠っている歴史的・文化的遺産の掘り起こし作業を行っている。これまで、棟方志功の記念碑、道祖神と薩摩地方に見られる田の神様像、山の神、お稲荷さんなどの所在地を確認している。しかし、こうした努力は、まだ成果に結びついていないといえる。

皿山地区を観光対象とするならば、いくつかの課題がある。

まず、皿山地区の入口にあたるギャラリー小石原付近の整備である。ここには「陶源郷・皿山」と陶板で制作された標識がある。しかし、現在では写真5のように下半分は植木に被われて見えなくなっている。筆者はここを何回も通っているが、最近になってこの存在に気がついたほどである。まず、この陶板を生かし、陶源郷としての小石原皿山の歴史や由来などの解説板を掲げ、これから杉林と峡谷沿いの道を抜けると小盆地に開けた窯元集落があることを予告させるのである。



写真5 陶源郷・皿山と書かれた案内標識。

続いて、皿山川沿いの溪谷を歩くことになるが、この溪谷は、河川の争奪によってやや深い溪谷を形成していること、そのために多くの唐臼が造られたこと、背後の杉林は行者杉の一部として維持されてきたことなどの解説板がこの付近にほしい。特にかつてこの暗い行者杉が存在していたことによって、皿山地区が修験者の聖域の中にある秘窯の里であったことを、歴史的に解説したい（写真6）。



写真6 皿山地区へ向かう宮山行者杉と皿山川筋の道。

森を抜けて皿山集落に入ると道は二股に分かれる。その場所には、現在、窯元の案内看板があるが、統一した図案の道標としたい。また「民陶むら祭」期間中のみ店舗を開く窯元の店舗や飲食店があるが、平時には開店しておらずシャッターが下ろされているなど景観上問題があるので、改善の必要があろう。佐賀県の大川内山や波佐見・中郷のように、ここから始まる陶芸の里にふさわしいモニュメントやオブジェなどを設置し、景観形成をしたい。また、近くには「小石原ガイドマップ」の名付けられた案内地図があるが、地図や文字は風雨により剥げ落ちてしまっている。このような、朽ちかけた案内板などの存在は、観光地の衰退を暗示させるものになるので、改修をすべきである。

集落の中心部は石畳となっており、一応の修景がなされている。しかし、沿道の店舗や作業場の前庭や道路際には、波佐見・中郷の

ように、陶器の不良品や破片などを利用して陶芸の里の雰囲気を出したい。また、沿道には「陶源郷（皿山）」と記された立派な御影石の案内があるが、ここでも半分ほどは植物で隠されていた。日頃からの住民による手入れが必要である。

さらに、集落を俯瞰できる展望台がほしい（写真7）。小鹿田、大川内山、波佐見（中郷）などでは高台から窯元集落が一望でき、写真に収めることができる場所が存在する。皿山では、シャクナゲの植栽地などを利用した遊歩道をつくり、一部に展望できる場所とすることによって解決できるのではないだろうか。また、この遊歩道は宿平行者杉、行者堂、護摩壇、御香水池や陶石採取跡、あるいは地区内に残る文化的遺産などを合わせた皿山周遊ルートとして整備したい。岐阜県多治見市の陶芸の里である高田・小名田地区においては、文化的景観の風景的価値を守るため、また地域の人達が地域を見つめなおす機会を提供することを意図した「高田・小名田みちくさMap」を作成している（古池 2007）。ルートの要所には、ドイツの学習道^(注3)のように、歴史的遺産と景観要素に関する解説板を設置し、陶芸の郷としての皿山の魅力を高める工夫をしたい。



写真7 皿山地区の俯瞰。窯元の裏山から撮影したもの。

4. 竹地区の文化的景観と観光

4-1 竹地区の文化的景観の評価

「日本の棚田100選」に選定された竹の棚田は、文化的景観の選定基準に従えば（一）の「水田・畑地などの農耕に関する景観地」に該当する。

棚田景観の構成要素は、棚田の石垣、一筆の形状、用水路、家屋の配置、棚田を俯瞰することのできる視点場などである。また、田植え風景、黄金色の田、稲刈り風景など季節により変化する景観美なども評価の対象とされる。

竹地区の耕地面積は約11ha（2005年）であり、そのほとんどは約400の棚田面となっている（図2）。棚田は標高280m～420mにわたり、全体的には南東向き斜面に造られている。また、棚田は3つの谷に分かれて造成されており、下流部で一つに合わさる。その中で西側の宝珠山川本川の谷の棚田が最も数が多く、かつ最高所まで発達している。他の2つの谷では、第1報で述べたように、トンネル工事に伴う用水の枯渇によって、水田から畑地に転換した棚田面がみられる。

棚田は凝灰角礫岩を利用して石垣を築いている。石垣の高さは1～3mのものが多いが、一部10mに近い石垣もある（写真8）。地元民によって年2回の石垣の草取り作業が行われているので、美しい石積み模様となっ



写真8 竹の棚田とその石垣。

ている。こうした手入れも有り、景観構成要素としての竹の石垣の価値は高い。

一筆の形状は、不規則な形態であり、大小様々な広さとなっている。棚田交流館脇の展望台からその形態を確認することができる。ただし、石垣と一筆形状の美しい棚田は、主に宝珠山川に沿った谷沿いに見られる（写真9）。



写真9 曲線美の棚田

農家の家屋は塊村状に1箇所にとまてて立地しているのではなく、数軒ずつ分散して棚田の周囲に立地している。この形態は竹地区の特徴となっている。この地方の伝統的な寄せ棟造りの母屋をもつ農家が8軒ほどあり、他は日本瓦の和風建築となっている。現在のところ景観の調和を乱す建築物がないので、この景観を維持していきたい（写真10）。

その他、猿田彦の道祖神や小祠など歴史的遺産が点在している。



写真10 竹集落の伝統的民家

棚田の背景として北側には標高800mを超える釈迦ヶ岳（844m）や大日ヶ岳（829m）などの山々があり、その支脈が棚田の東と西を囲っている。山腹の多くはスギ・ヒノキ林に被われているが、大日ヶ岳から南では標高600m以上は夏緑広葉樹林に被われているので、春の新緑、秋の紅葉が棚田景観に彩りを添える（写真11）。



写真11 紅葉の竹地区の棚田

4-2 観光の対象としての竹の棚田

古くから石川県能登の白米の「千枚田」や長野県姨捨の「田毎の月」と呼ばれた棚田のように観光名所となっていたところもあるが、多くは、傾斜地でしかも一筆が小さく機械化に向かないなど、農作業の重労働から放棄される傾向にあった。しかし近年では棚田の景観的価値や環境保全機能などが見直されて、棚田の保全が各地で見られるようになった。竹においても地元住民が「棚田景観保存委員会」を結成し、保存・整備活動を行っている。

さて、竹の棚田は観光資源としてどのように評価されるであろうか。

「棚田景観保存委員会」では都市住民に対して春の田植え、秋の稲刈りなどの農業体験を募集している。これは、棚田を活用した農村観光と言えるものである。しかし、普段、竹の棚田を訪れた人は棚田交流館の脇の展望台から眺めるだけである。ここから見渡すことができるのは棚田の一部だけであるので、

歴史的に価値のある建物、点在している歴史的遺産、複雑に張り巡らされた用水路網などを活用した棚田周遊ルートをつくりたい。このルートはドイツなどの学習道に倣い、必要に応じた解説板を設けることが大切である。そうすることによって訪問者は、竹の棚田・集落の歴史や棚田景観に、より興味をもつことになるであろう。棚田百選に選定されている福岡県うきは市吉井町の「つづら棚田」では周遊道を設置し、ルートと観察地点のイラストの入った「つづら棚田の散歩道MAP」を作成しているので、参考にした。

さらに、竹集落の近くには修験者の修行の場であった岩屋公園が有り、そこには旧宝珠山村の村名の由来となっている隕石をご神体とした岩屋神社もある。また、屏風岩、権現岩、熊野岩、重ね岩などの奇岩や窟などが見られる興味深い地域である。岩屋神社は竹集落の氏神様となっているので、この地域と連携した観光ルートをつくり、観光情報を発信していくことも重要である。

5. まとめ

本稿では、陶芸の里としての小石原皿山地区、棚田百選に選定された宝珠山竹地区を取り上げ、文化的景観としての評価を行い、観光対象として活かし、集客のための方策を提案した。

皿山地区も竹地区も文化的景観としての構成要素は見られるが、「重要文化的景観」の選定を受けるまでには至っていない。しかし、それらを観光対象として活用することは可能であるが、それを活かす工夫が必要と思われる。

観光が多様化している今日にあっては、観光者の対象を絞った観光地づくりをすることが重要である。文化的景観に関心を抱いている観光者は自ずと限定される。それは、知的好奇心の高い人達である。したがって、その好奇心を満足させるような仕掛けが必要であ

る。その一つとして、ドイツをはじめヨーロッパ各地に見られる学習道を提案した。筆者はドイツやオーストリアに設置された学習道を歩いた経験をもつが、そこでは、訪問者がその解説板を読んでいる姿を何度となく見かけた。文化的景観を観光資源と生かす方法の一つとして、学習道の設置を試みてみたい。

また、小石原皿山地区と竹地区との間には、歴史的・景観的に価値のある高取宗家窯元、宝珠山炭田跡、日田彦山線のアーチ橋などもあることから、それぞれ観光連携を図り、1日滞在観光地として誘客することも必要であろう。

謝辞：本研究を遂行するに当たり、東峰村役場企画係長（当時）の城辰也氏、皿山地区の窯元・柳瀬眞一氏およびラリーグラスの皆さん、竹地区の「棚田景観保存委員会」会長・梶原廣一氏など、多くの方々のお世話になりました。記して感謝の意を表します。

（本研究は共同研究であるが、横山が執筆した。したがって文責は横山にある）

<注>

注1：文化庁のパンフレット「魅力ある風景を未来に—文化的景観の保護制度」から引用した。

注2：第1報（横山他 2012）に唐臼と共同窯の配置図があるので参照されたい。

注3：ドイツやオーストリアのジオパークにはジオ小道（Geopfad）のルートが整備され、要所に解説板が立てられている。これは、学習道（Lehrepfad）の一種で、自然保護地帯や景観保全地帯などにも設けられている。ジオ小道に関しては横山（2010）を参照されたい。

<参考文献>

石井実・植田邦彦・重松敏則（1993）：『里山の自然を守る』。築地書館、171頁。

越智廣志（1987）：唐臼に関する研究—日田市小鹿田の事例研究を中心として—。西日本工業大学紀要、7、21～30頁。

- 環境省 (2010) : 『里地里山保全活用行動計画』。51頁。
- 小石原村 (2001) : 『小石原村誌』, 403頁。
- 小石原村教育委員会 (1996) : 『一本杉2号古窯跡』。
小石原村文化財調査報告書, 第7集, 60頁。
- 国土交通省 (2004) : 『『景観緑三法』の制定について』。
54頁。
- 辻村太郎 (1954) : 『地理学序説』。有斐閣, 265頁。
- 貞包博幸 (1999) : 小鹿田焼の歴史。長田明彦・中川
千年・貞包博幸 『小鹿田焼—すこやかな民陶の美』
(美術書出版株), 105~120頁。
- 中島峰広 (1997) : 棚田の現状と保全。地理, 42-9,
43~49頁。
- 長野覺 (1992) : 日本人の山岳信仰に基づく聖域観に
よる自然護持(その三)。駒澤大学文学部研究紀要,
50, 1~70頁。
- 濱田琢司 (1998) : 産地変容と「伝統」の自覚—福岡
県小石原陶業と民芸運動との接触を事例に—。人
文地理, 50-6, 78~93頁。
- 二神弘 (1959) : 本邦伝統工芸の地理学的研究 (第一
報) —九州, 小石原陶業の生産構造—。福岡学芸
大学紀要 (教職系統), 9, 57~65頁。
- 古池嘉和 (2007) : 『観光地の賞味期限』。春風社,
211頁。
- 文化庁文化財部記念物課 (2005) : 『日本の文化的景
観』, 同成社, 323頁。
- 山口知恵・麻生美希・柿原芳章・松本将一郎・西山
徳明 (2008) : 日田市「小鹿田焼の里」 文化的景
観の保存計画に関する研究, その6, 生業の持続
と文化的景観の形成。日本建築学会九州支部研究
報告, 47, 377~380頁。
- 横山秀司 (2010) : ジオツーリズムとは何か—ドイツ
におけるその展開。総合観光学会編 『観光まちづ
くりと地域資源活用』 (同文館出版), 115~129頁。
- 横山秀司, 山下三平, 日高圭一郎, 内田泰三, 栗田
融 (2012) : 福岡県東峰村における文化的景観と観
光 (第1報)。産業経営研究所報, 44, 71~78頁。